

○海岸法施行細則

平成 7 年 3 月 31 日
規 則 第 8 号

改正 平成 9 年 3 月 28 日規則第 5 号
平成 12 年 3 月 27 日規則第 3 号

平成 11 年 9 月 20 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により四日市港管理組合の管理者（以下「管理者」という。）が行う海岸保全区域の管理に関し、海岸法施行令（昭和 31 年政令第 332 号。以下「政令」という。）、海岸法施行規則（昭和 31 年農林省、運輸省、建設省令第 1 号。以下「省令」という。）及び四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例（平成 12 年四日市港管理組合条例第 2 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(制限行為)

第 2 条 政令第 3 条の海岸管理者が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 海岸保全施設等（法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の海岸保全施設等をいう。以下同じ。）に竹木その他重量物をけい留すること。
- (2) 竹木、汚物、廃物等の物件を投棄すること。
- (3) 海岸保全施設等及び海岸保全施設等から 20 メートル以内の場所に爆発物その他の危険物を置くこと。

(許可等の申請)

第 3 条 法第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による許可（以下「占用等の許可」という。）を受け、又は当該許可に係る事項を変更しようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による許可、海岸保全区域内占用許可（変更）申請書（第 1 号様式）
- (2) 法第 8 条第 1 項第 1 号に係る許可、海岸保全区域内土砂採取許可（変更）申請書（第 2 号様式）
- (3) 法第 8 条第 1 項第 2 号に係る許可、海岸保全区域内施設等新設（改築）許可（変更）申請書（第 3 号様式）
- (4) 法第 8 条第 1 項第 3 号に係る許可、海岸保全区域内掘削（盛土、切土等）許可（変更）申請書（第 4 号様式）

(許可等の期間)

第 4 条 占用等の許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 法第 7 条第 1 項に該当する占用 3 年以内
- (2) 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する行為 6 月以内
- (3) 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する行為 3 年以内
- (4) 法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する行為 3 年以内

2 前項第 1 号及び第 3 号期間は、更新することができる。

(減免の申請書)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項の申請は、占用料等減免申請書（第 5 号様式）により行わなければならない。

第 6 条 削除

(許可事項の表示等)

第 7 条 占用等の許可を受けた者は、当該許可の期間中許可に係る場所又はその付近の見やす

い場所に、海岸保全区域占用（行為）許可標識（第 6 号様式）を設置しなければならない。ただし、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 29 条の規定の適用を受けるとき又は海岸保全区域占用（行為）許可標識を設置することが困難であると管理者が認めるときは、この限りでない。

- 2 土砂採取の許可を受けた者は、管理者の交付する許可証明書（第 7 号様式）を現場に携帯し、本組合職員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

（原状回復の義務等）

第 8 条 占用等の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに許可に係る海岸保全区域を現状に回復するとともに、完了（廃止・中止）届（第 8 号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。ただし、管理者が現状に回復することが不相当と認めるときは、現状に回復することを免除することができる。

- (1) 占用等の許可が取り消されたとき。
- (2) 占用等の許可の期間が満了したとき。
- (3) 占用等の許可に係る行為を終了し、廃止し、又は中止したとき。

（海岸管理者以外の者の施工する工事の承認申請）

第 9 条 法第 13 条の規定による承認を受けようとする者は、海岸保全施設新設（改良・補修）工事施工承認申請書（第 9 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第 10 条 占用等の許可を受けた者は、管理者の認可を受けなければその権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第 11 条 占用等の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、占用等の許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により占用等の許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに承継届（第 10 号様式）を管理者に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に法第 7 条又は第 8 条の規定により海岸保全区域内における占用又は制限行為の許可を受けている者（以下「既許可受者」という。）は、この規則に規定する手続により許可を受けた者とみなす。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日規則第 5 号）

この規則は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 20 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の海岸法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の海岸法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

海岸保全区域内占用許可（変更）申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり海岸保全区域を占用（占用許可事項を変更）したいので許可の申請をします。

記

1. 海岸の名称
2. 占用の目的等
3. 占用の場所
郡 市 町 村大字 字 番地
4. 工作物の構造又は能力
5. 工事の実施方法
6. 工 期
7. 占 用 面 積
8. 占 用 期 間
9. 添 付 書 類

（規格 A4）

備考

- 1 「占用の目的等」については、田、畑、運動場、公園等を設置するため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- 3 次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、変更申請の場合には、変更に係る事項を記載した書類のみ添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 地籍図の写し
 - (3) 実測平面図
 - (4) 実測縦横断面図
 - (5) 土地の使用にあつては、面積計算書及び丈量図
 - (6) 工作物の新築、改良にあつては、その工作物の設計図及び工事の施行方法、工期等を記載した書面
 - (7) 許可の申請に係る占用について他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを証する書類
 - (8) 占用しようとする海岸保全区域について利害関係人がある場合は、その意見書
 - (9) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）

第2号様式（第3条関係）

海岸保全区域内土石採取許可（変更）申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり土石を採取（土石採取許可事項を変更）したいので、許可の申請をします。

記

1 海岸の名称

2 採取の目的等

3 採取の場所及び土地の面積

郡	町		
市	村大字	字	番地

4 土石の種類及び数量

5 採取の方法

6 採取の期間

7 採取責任者氏名

8 添付書類

（規格 A4）

備考

- 1 「土石の種類及び数量」については、土砂、砂、砂利、かき込砂利、栗石および玉石、野面石、転石等の種類ごとにその数量を記載すること。
- 2 「採取の方法」については、機械掘り又は手篩の別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
なお、採取した土石の搬出方法及び経路を付記すること。
- 3 採取責任者が砂利採取法の規定による砂利採取業務主任者であるときは、その旨を併記すること。
- 4 許可を受けた事項の変更の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- 5 次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、変更申請の場合には、変更に係る事項を記載した書類のみを添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 地籍図の写し
 - (3) 実測平面図
 - (4) 実測縦横断面図
 - (5) 採取量の積算の基礎、採取方法、運搬方法等を記載した書面
 - (6) 許可の申請に係る土砂採取について他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを示す書類
 - (7) 土石を採取しようとする海岸保全区域について利害関係人がある場合は、その意見書
 - (8) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）
- 6 砂利採取法第 16 条の規定による認可を受けるため、同法第 18 条に規定する申請書を提出しようとする者は、前項の規定にかかわらず、書類の添付を省略することができる。

第3号様式（第3条関係）

海岸保全区域内施設等新設（改築）許可（変更）申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり施設（工作物）を新設（改築）（許可事項を変更）したいので、許可の申請をします。

記

1 海岸の名称

2 目 的

3 場 所

郡	町			
市	村大字	字		番地

4 施設又は工作物の名称又は種類

5 施設又は工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工 期

8 占 用 面 積

9 占 用 の 期 間

10 添 付 書 類

（規格 A4）

備考

- 1 海岸管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における施設、工作物の新築、改築にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、それぞれ「設置面積」及び「設置期間」と読み替える。
- 2 許可を受けた事項の変更の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- 3 次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、変更申請の場合には、変更に係る事項を記載した書類のみ添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 地籍図の写し
 - (3) 実測平面図
 - (4) 実測縦横断面図
 - (5) 土地の使用にあつては、面積計算書及び丈量図（備考2の場合は除く）
 - (6) 施設又は工作物の設計図及び工事の施行方法、工期等を記載した書面
 - (7) 許可の申請に係る占用について他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを証する書類
 - (8) 占用しようとする海岸保全区域について利害関係人がある場合はその意見書
 - (9) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）

第4号様式（第3条関係）

海岸保全区域内掘さく（盛土、切土等）許可（変更）申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり土地を掘削（盛土、切土等）（許可事項を変更）したいので許可の申請をします。

記

- 1 海岸の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間
- 7 添付書類

（規格 A4）

備考

- 1 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 土地の掘削、盛土、切土の行為にあつては、その種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - (2) 木材その他の投棄又はけい留する等の行為にあつては、木材その他の種類及び数量を記載すること。
- 2 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の掘削、盛土、切土をする場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 土地の掘削等の行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。
- 4 次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記載した書類のみ添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 地籍図の写し
 - (3) 実測平面図
 - (4) 実測縦横断面図
 - (5) 許可の申請に係る土砂採取について他の行政庁の許可、認可等の処分を必要とするときは、これらの処分を受けていることを示す書類
 - (6) 許可に係る行為をしようとする海岸保全区域について利害関係人がある場合は、その意見書
 - (7) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）

第5号様式（第5条関係）

占用料等減免申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例第3条第2項の規定により占用料等の減額（免除）を申請します。

記

1 海 岸 名

2 占用等の目的

3 占用等の場所

市
郡

村
町大字

字

番地

4 占 用 面 積（採取量）

5 占 用 期 間（採取期間）

6 占用料等の額及び減額（免除）を受けようとする額

7 減額（免除）を受けようとする理由

（規格 A4）

第6号様式（第7条関係）

← 10～100 cm →

海岸保全区域占用（行為）許可標識

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名又は名称及び代表者氏名
- 2 許可年月日及び指令番号
- 3 目的
- 4 場所
- 5 占用（行為）の面積及び数量
- 6 許可期間
- 7 採取の方法、使用機械名及びその台数
- 8 許可処分者

↑

10～

100 cm

↓

備考 土砂採取の許可以外の許可を受けた場合には、7の欄の記入は要しない。

土砂採取許可証明書

採取場所

採取量

採取期間 年 月 日から 年 月 日まで

採取人 住所

氏名

上記のとおり土砂採取の許可を受けていることを証明します。

年 月 日

四日市港管理者組合管理者 印

第8号様式（第8条関係）

完了（廃止・中止）届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり海岸保全区域における許可の期間を満了（行為を廃止・中止）したので届け出ます。

1 許可年月日及び指令番号

2 目 的

3 場 所

4 占用（行為）の面積及び数量

5 原状回復年月日及び方法

6 廃止（中止）した理由

7 添 付 書 類

(1) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）

（規格 A4）

第9号様式（第9条関係）

海岸保全施設新設（改良・補修）工事施行承認申請書

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり海岸法第13条第1項の承認の申請をします。

記

- 1 新設（改良、補修）の場所
郡 市 町 村大字 字 番地
- 2 目 的
- 3 工事予算額
- 4 工事实施の方法
- 5 工事实施の期間
- 6 構 造
- 7 添 付 書 類

（規格 A4）

備 考

- 1 この書類は、3部提出すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 設計書
 - (2) 位置図 5万分の1地形図で
 - (3) 平面図 縮尺600分の1以上
 - (4) 横断図
 - (5) 縦断図
 - (6) 構造図
 - (7) 当該工事によつて影響を受ける他の権利を有する者があるときは、その者の承諾書
 - (8) 現況写真（申請場所付近を明らかにしたもの）

第 10 号様式（第 11 条関係）

承継届

年 月 日

四日市港管理組合管理者 様

住 所

ふりがな
氏名又は名称

及び代表者氏名

次のとおり海岸保全区域内における占有(行為)の許可を受けた者の地位を承継しましたので届け出ます。

- 1 許可年月日及び指令番号
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 承継した理由

備 考

- 1 相続の場合は、相続人であることを証する戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合には、それぞれの同意書を添付すること。
- 2 合併の場合は、合併後の法人であることを証する書類を添付すること。